

会 議 録	
会議名称	令和８年度 第２回 長野市社会福祉審議会
開催日時	令和８年８月１７日(月) 午後１時３０分から午後２時１５分まで
開催場所	第二庁舎１０階 講堂
出席者	委員 金沢委員、清水委員、若林委員、和田委員、青木委員、井藤委員、新井委員、松本委員、田中委員、水口委員、水内委員、春日委員、小林(俊)委員、小林(博)委員、中澤委員、原委員、西島委員、丸山(香)委員、折金委員、六波羅委員（所属、役職は別紙資料集２ページ委員名簿のとおり） 事務局 荻原長野市長、丸山保健福祉部長、宮下こども未来部長、高野福祉政策課長、小宮山こども・若者政策課長 ほか 傍聴者 ２名
次 第	１ 開会 ２ あいさつ ３ 諮問 ４ 議事 諮問事項 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について ５ その他 ６ 閉会
議事内容及び決定事項	【諮問事項】 長野市放課後子ども総合プランの利用者負担について ⇒資料№.１に基づき、事務局から説明を行い、児童福祉専門分科会へ付託された。 《質疑応答》 〔委員〕 誰でも無料で利用できる場所が児童館等だと考えているが、現状、放課後子ども総合プランに申込みをせず、お金を払っていない子どもは児童館等を利用できない。放課後子ども総合プランに申込みをしていない子どもの遊び場についてどう考えているのか。 〔事務局〕 放課後子供教室という形で、放課後子ども総合プランに申込みをしていない児童も利用できる活動に取り組んでいるところもある。今後、そういった機会を増やせるよう取り組みたい。 〔委員〕 活動は承知したが、それだけでは不十分だと思う。事業費が大きいから負担を求めるという話だけでなく、放課後子ども総合プランに申込みをしていない子どもたちの過ごし方に対する評価や利用料を上げることによる影響について、審議会や分科会で十分に議論する必要がある。

〔委員〕

児童館等 81 施設のうち、どのくらいの施設が土日や 18 時以降も開館しているのか。また、山間地だと土日にバスが走っていないという状況の中、児童館へ行く交通手段についてお聞かせいただきたい。

利用料を取るにしても山間地域と街中ではサービス内容が異なると考える。土日の山間地はバスが走っておらず、児童館等を利用できないということもあると思う。今後実施する利用者アンケートにおいては、交通網や地域性も含めてアンケートを実施してほしい。

〔事務局〕

児童館等 81 施設のうち 68 施設は 18 時 30 分まで開館しており、土曜日は全員が利用するものではないので、可能な限り集約し、拠点施設として 13 施設を開館し、校区によっては、それぞれで開館している。なお、日曜日は開館していない。また、送迎は原則保護者に依頼している。

加えて、遠距離の通学児童等、スクールバスやスクールタクシーを利用している児童については、バスの待ち時間の利用に対する減免規定を設けている。そういった地域性は考慮しているものの、今回は地域性も含めてご審議いただきたい。

〔委員〕

利用料についての検討は、土日の開館等、現在の内容ありきではなく、幅広い意見を踏まえて検討してほしい。また、意見をまとめた資料があると嬉しい。

〔委員〕

事業費について、資料 3 ページの令和 7 年度決算額には約 15 億 7 千万円の記載があるが、資料 5 ページの令和 7 年度実績には、事業費 15 億 2 千万円と記載がある。この約 5 千万円の数字の差は何か。

また、現在利用料は月額 2 千円であるとの記載があるが、今後、負担金額をどの程度にするのかなど、目安があれば教えてほしい。

〔事務局〕

資料 3 ページ目の令和 7 年度決算額については、児童センターの解体や 100 万円以上のハード面の改修を含めた金額であり、5 ページの令和 7 年度実績には、そういった数字が含まれていない。

今後の負担金額については、目安の金額は考えていない。委員の意見をお聞きしながら、答申を踏まえて市として決定していきたい。ただ、長野市の行政サービスの利用者の負担に関する基準によると、現行の料金（負担割合）の 1.5 倍まで（3 千円）が見直しの上限額となるため、それ以上の金額を設定することはない。金額についても意見を聞きながら、検討していきたい。

〔委員〕

資料 4 ページについて、平成 24 年度の延長利用料と平成 30 年度の月額

	利用料設定、令和4年度の延長利用料見直しについては、社会福祉審議会に諮問して決定したということでよいか。また、通常時間の月額利用料について、平成30年度の諮問以降は審議会で議論していないということでよろしいか。 〔事務局〕 ご認識のとおりである。
会議資料	・令和8年度 第2回長野市社会福祉審議会(本会)資料集 ・【資料No.1】放課後子ども総合プランの利用者負担について
事務局 (担当課)	保健福祉部福祉政策課 地域福祉担当 電話 026-224-5028